

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する栃木県計画（概要）

（計画の趣旨）

- ・平成29年3月施行「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）に基づき策定
- ・発注主体を問わず、県内の建設工事に関わる関係者が共通の認識のもと、すべての建設工事従事者の安全と健康の確保に向けた基本的な方針と取組の方向性を明示するため策定

I 現状と課題

- 建設工事の現場での災害は減少しているものの、死亡災害が毎年発生していることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組の推進が必要
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要
- 建設工事従事者の高齢化が進行しており、中長期的な担い手の確保を進めて行くことが急務

II 基本的な方針

1 適正な請負代金の額、工期等の設定

- ・不当に低い請負代金や短い工期に起因する労働災害や公衆災害の発生防止
- ・労働災害防止対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担
- ・週休2日や工事施工に必要な適切な日数を確保した工期を設定

2 設計、施工等の各段階における措置

- ・設計段階では、現場の施工条件を踏まえ、安全及び健康の確保に配慮した施工方法で対応
- ・施工段階では、労働安全衛生法令の最低基準に基づく措置だけでなく、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずることが重要

3 建設業者等及び建設工事従事者の意識の向上

- ・元請負人及び下請負人の意識が低い場合、不安全行動を誘発
- ・建設工事の現場における労働災害が相対的に減少しているなか、作業に潜む危険に対する感受性が低下
- ・建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質の醸成が必要

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

- ・適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等
- ・処遇の改善や地位の向上が図られることが必要

Ⅲ 具体的な取組

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

- (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
- (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

2. 責任体制の明確化

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

- (1) 建設業者間の連携の促進
- (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

- (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
- (2) 安全及び健康に配慮した設計等の開発・普及の推進

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

- (1) 安全衛生教育の促進
- (2) 意識の啓発に係る自主的な取組の促進

6. 工事事故における墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
- (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

7. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

- (1) 社会保険等の加入の徹底
- (2) 建設キャリアアップシステムの活用促進
- (3) 「働き方改革」の推進
- (4) 感染症予防対策の徹底

8. 健康確保対策の強化

- (1) 熱中症、騒音障害防止対策
- (2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
- (3) 新興・再興感染症への対応

9. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

- (1) 女性の活躍促進
- (2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応
- (3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保

Ⅳ 計画の推進体制

- ・「栃木県建設工事従事者安全健康確保推進計画検討会」を通じて連携を図り、施策を推進
- ・国の基本計画の見直し等を踏まえ、必要な施策を検討